

保護者様

保育所におけるアレルギー対応について

アレルギー疾患により保育生活上、特別な注意が必要な場合は、次の内容に関して、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1 保育所で除去を実施する場合

- (1) 医師による診断で、食物アレルギーと判定された。
- (2) 継続的に医師の診断を受け、家庭でも医師の指示により治療をしている。

2 生活管理指導表の提出について

- (1) 給食で食物除去やアナフィラキシー対応など、特別な注意が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。なお、指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いいたします。
- (2) 「生活管理指導表」に基づかない保育や食物除去はお受けできません。
- (3) アレルギー疾患による特別な保育・給食を継続している期間は、最低1年に1回、「生活管理指導表」の提出をお願いいたします。
- (4) 保育所給食において、アレルギーがある子で除去対応が必要ない場合(※)においても、「生活管理指導表」の提出についてご協力をお願いいたします。

※公立保育所給食では特定原材料に指定されている8品目のうち小麦・卵・乳を除く5品目「えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)」、ナッツ類などは使用しませんが、しらすなどにえび、かにが混入している可能性があります。

3 給食対応について

- (1) 給食の除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。
- (2) 主に三大アレルギー(卵、乳、小麦)に対応した安心献立メニューを作成し、その他のアレルギーにつきましても、安心献立メニューから対応していきますが、不足する栄養素等は家庭においても補っていただきますようお願いいたします。
- (3) 保護者との除去食対応確認は、当初2~3か月は月1回保育所にて、保護者・所長・クラス担任、調理員等で会議を開催し確認を行います。その後は、翌月の献立帳票を月半ばまでにお渡し致しますので、ご家庭でアレルゲン確認後、保育所に提出して頂きます。ご家庭で確認いただいた献立帳票を再度保育所で確認し、確定した帳票を保護者へお渡し致します。
- (4) 保育所での保護者との会議は半年に1回行い、除去食対応の確認を行っていきます。
- (5) 調理作業・配膳スペースが狭く、また、調理器具・食器の洗浄や保管を個別に行うことができないため、微量なアレルゲンでもアレルギー症状を発症する場合は給食対応できません。代替食の持参をお願いいたします。

例) 鶏卵アレルギーでの卵殻カルシウム(牛乳アレルギーでの乳糖、小麦での醤油・酢・麦茶、大豆での大豆油・醤油・味噌、ゴマでのゴマ油、魚でのかつおだし・いりこだし、肉類でのエキスなどは除去の必要がないことが多いので、厳しい除去が必要なお子さんは給食対応が困難となる場合があります。大豆アレルギーの場合、レシチン(大豆由来)摂取の可否を医師に確認してください。

様式⑦

- (6) 医師より解除の指示がでて解除する場合は、家庭で複数回(3回程度)試し、問題がないことを確認した上で、申請願います。その際に「アレルギー除去食解除申請書」の提出をお願いいたします。
※医師により、部分解除の指示があっても、完全解除の指示がなければ、保育所では解除になりません。
- (7) お子さんの体調を毎日把握し、状況に応じてコドモンの連絡帳などで報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので特にご注意ください。

4 代替食を持参される場合は、次の点に注意してください

- (1) 食材は新鮮なものを使い、当日に良く火を通し、さましてから容器に入れてください。
- (2) 代替食の受け渡しは、保育所と調整した方法にそって実施してください。

5 保育所における緊急時の対応について

- (1) 「緊急時個別対応票」「症状チェックシート」「経過観察票」を用いて緊急対応します。
- (2) 緊急時は保護者に連絡しますので、必ず連絡が取れるようにお願いします。

6 緊急時に備えた処方薬のお預かりについて

- (1) 薬を預かるにあたり、「緊急時に備えた処方薬における確認書」と「承諾書」を提出してください。「緊急時に備えた処方薬における確認書」は、医療機関に内容を確認した上で、保護者に記載していただくものです。
- (2) 処方薬は1回分のみお預かりします。薬の袋にクラス、氏名(フルネーム)を記入し、薬剤情報提供書(コピー可)と一緒に直接職員に手渡してください。保育所では原則として、「エピペン®」を使用した際は救急車を呼びます。処方薬を内服した際も状況によっては、救急車対応もしくは病院受診を致します。
- (3) 「生活管理指導表」は一年に一回提出してください。提出する際には、処方薬の内容に変更等がないか主治医に確認してください。
- (4) 処方薬の内容(与薬量も含め)などが変わった場合は、再度、「緊急時に備えた処方薬における確認書」を保護者が記載し提出をお願いします。薬剤情報提供書と処方薬1回分と一緒に直接職員に手渡してください。
- (5) 緊急時に備えた処方薬を使用する際は、保護者と連絡を取り合い、依頼があった場合に看護師・保育士が行います。但し保護者と連絡がとれず、緊急を要する場合は、「生活管理指導表」(診断書)、「承諾書」、「緊急時に備えた処方薬における確認書」に従って看護師・保育士が使用(服薬・注射)致します。
- (6) 薬の預かりが解除になった場合は「解除報告書」を提出してください。

6 情報管理について

保育所における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、「生活管理指導表」および「緊急時個別対応票」の内容等、お預かりした情報は職員全員で共有させていただきますので、ご了承ください。